

第43回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和2年12月28日（月）11:00～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室

3. 出席者 内閣府

井上科学技術政策担当大臣

内閣府原子力委員会

上坂委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

千原審議官、竹内参事官、實国参事官、北郷参事官

4. 議 題

(1) 原子力立地地域特措法について（見解）

(2) その他

5. 配布資料

(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長について（見解）（案）

参考資料

(1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について

6. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、第43回原子力委員会定例会議を開催いたします。本日は、井上信治科学技術政策担当大臣にご出席いただいております。

本日の議題ですが、一つ目が、原子力立地地域特措法について（見解）、二つ目が、その他です。

それでは、一つ目の議題についてです。前回の定例会では、来年3月末に期限を迎える原子力立地地域特措法について、立地地域からのヒアリングを実施するとともに、期限の延長に関する議論を行いました。これに基づき、このたび、原子力発電施設等立地地域の振興に関する

特別措置法の延長についての見解案を取りまとめたところです。この見解案を事務局から読み上げをお願いします。

（竹内参事官）では、読み上げさせていただきます。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の延長について（見解）（案）。「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（以下、「原子力立地地域特措法」という。）は、原子力発電施設等の立地地域について、防災に配慮しつつ、地域振興を図ることを目的とした法律で、避難道路、避難所等の防災インフラ整備に当たって国の負担割合のかさ上げ等を行うとともに、立地地域が企業誘致・投資のために地方税の減税を行った場合、それによる減収額の一部について交付税措置を行うものであり、2000年の制定、2010年の延長を経て、2021年3月末に期限を迎える。

東京電力福島原子力発電所の事故などを経験する中で、エネルギー基本計画（2018年7月）においては、立地地域は避難道路の整備など防災体制の充実の課題を抱えており、こうした課題に向き合い、原子力立地地域特措法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとされている。

このような中、現に原子力発電施設等が存在している立地地域においては、原子力立地地域特措法の支援を受けて約130件の防災インフラが整備中（2019年度末）であり、防災インフラの更なる整備は、引き続き、大きな課題となっている状況にある。

このような状況を踏まえると、2021年3月末に期限の切れる原子力立地地域特措法を延長し、立地地域における防災インフラ整備に対する支援措置を継続することが必要である。

（上坂委員長）どうもありがとうございました。それでは議論に移らせていただきます。佐野委員、どうぞ。

（佐野委員）本法は、立地地域の防災インフラ整備を行うための法律であり、今竹内参事官より見解案を読み上げていただきましたが、特措法の延長は不可欠です。先週の立地自治体からのヒアリングでは、この法律が安全インフラの整備、企業誘致等に貢献しているなど、具定例についてもお話をお伺いしました。安全については、福島の事故以来、更に強化する必要があり、また、地域振興の必要性については、立地地域が経済面、人口面でも減少傾向にある中、なんらかのインセンティブが必要です。

継続中の事業は約130件。新しい案件も今後見込まれるため、これら案件をとん挫させることは現実的ではありません。継続的な支援のため特措法の延長が必要と考えます。補助のかさ上げ、地方債特例、不均一課税補填の3点について、財政難に苦しんでいる地方から歓迎

されているものであり、引き続き支援が必要です。また、エネルギー基本計画にも記載があるように、引き続き政府としてもこの立場を堅持すべきと考えます、以上です。ありがとうございます。

(上坂委員長) 中西委員、お願いします。

(中西委員) 特措法は、防災に役立っていることを、先日のヒアリングで認識いたしました。具体的な事例もお伺いし、この特措法が非常に大きく役立っていたということは間違いないことだと思います。

この特措法を振り返りますと、今、先ほど竹内参事官から御紹介ありましたように2001年に防災についてのインフラ整備、企業誘致活動を行うために特措法が施行されて活動が始まったわけでした。その10年後にもう少し整備をしていこうと、確実なものにしていこうと10年の延長が決まったわけでした。その直後に東日本大震災がございまして、今までの想定を超える非常に大きな災害が起きたことは御承知のとおりでございます。

それで、それを受けまして、130もの事業が続いているわけですが、多くの事業が震災直後に始まったものになると。それで今回、更に考えてみますと、コロナの感染がございまして、それから、これから考えますと何が起きるか分からない、想定外の災害も予想されるわけでございます。幾つもの想定を超える災害に備え、防災インフラの整備、特に大事なものは、電源立地地域におきましては、いわゆるいろいろな活動を行うということが必須の状況だということは十分に理解しております。

防災ということは一朝一夕にできるわけではございませんし、道路の整備、それから消防署の整備、それから初等、小学校、中学校の整備などを考えましても、長い期間を要する整備だと思っております。これらのことを考え合わせますと、特措法はその地域に果たしてきた役割がものすごく大きいものがありますし、これからは特に今回のいろいろな状況を考えても、この特措法を延ばして、もう10年延ばして施行するということが妥当なことだと思います。

その上で、先ほど竹内参事官から御紹介ありました、この延長の案につきましては賛成いたしますし、そのとおりと思っております。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、上坂の方からコメントさせていただきたいのですけれども、先日、電源立地地

域の代表のお三方から詳細な説明がありました。

また、原子力委員会の竹内参事官の方から、ここまでの20年間の支援の実績の推移の御説明もあり、我々としてはこの20年間、防災安全インフラ整備のための精いっぱい活動がなされているということが十分分かりました。

それで、渋滞解決としますと、道路の整備という、特に国道が絡むということで、国の支援が重要であることが十分理解できましたし、また特に最近コロナ対策で、防災訓練計画が見直さざるを得ない。具体的に言いますと、ソーシャルディスタンスをキープするために、避難施設が面積を広げなければいけないと。そのような新たな要素が入っているということがあります。やはりここまで20年間やってきたこの政策の延長というのが必要だということが、非常に地方自治体の代表の方からの説明でひしひしと理解できたというのが現状でございます。

佐野委員、どうぞ。

(佐野委員) 若干付言させていただきますと、やはり委員長がおっしゃったように、道路ですね。

この前、関越自動車道で約1,000台の立ち往生がございました。日本の代表的な幹線道路でもあのような形になってしまうのかということだったと思いますが、道路をはじめとしたインフラの十分な整備は正に命と財産を守るために必要で、お金に代えることができないものだという認識が必要だと思います。それが国や地方公共団体の支援によって息長く整備されていく必要があると思います。それが1点。

それからよく誤解があるようなのですが、今後この特措法の延長が色々議論されていくと思いますけれども、これは原子力発電の推進のための法律ではないわけです。つまり原発の新增設とか再稼働によって支援が手厚くなるというわけではないわけで、そうではなくて、むしろ廃炉中の原発も含めて原発がそこにあるという現実に基づくリスクを軽減していくための安全インフラな訳で、これはどのような立場に立とうがサポートしていくべき支援だろうと思います。

取りあえず以上です。

(上坂委員長) 中西委員、何かございましょうか。

(中西委員) 今、佐野委員がおっしゃった、最後に言われたこと、非常に大切なことで、もうとにかくそこにあるわけでございますから、原発を推進、それから廃止するとか、そういうことに関係なく、その原発立地地域の周辺に住まれる方たちの安心・安全を確保するため

にも非常に、この防災計画をきちんと立てて整備を行うということが大切な事業だと思っております。

先ほど申し上げましたように、長い時間がかかるわけですので、少し長い目で、温かい目で安心・安全のために事業を行っていくということは非常に大切なことだと思っております。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

特にまた最近、気候変動が非常に激しいところがあって、今年も関越道が雪で寸断し、また数年前は福井嶺南地区で高速道路が止まり、また下の国道も止まりましたね。あそこは避難道だと思えるのです。ですので、そのような非常に自然の影響も最近多いということもありますので、非常に新しい、解決しなければいけない要素もあります。やはりこの政策の延長というのが非常に必須かなという理解でございます。

それでは各委員の御意見を踏まえまして、案のとおり見解をまとめるということによろしいでしょうか。

それでは、この案のとおり見解を取りまとめることといたしたいと存じます。

本日は井上大臣に御出席いただいておりますので、大臣より御発言いただきたいと存じます。

(井上大臣) ありがとうございます。

上坂委員長、佐野委員、中西委員におかれましては、原子力立地地域特措法について、立地地域からのヒアリングを行った上、御議論し、見解を取りまとめていただきまして、感謝を申し上げます。

見解におきましては、立地地域における避難道路、避難所等の防災インフラの整備は引き続き大きな課題であり、来年3月末に期限を迎える特措法を延長し、こうしたインフラ整備に対する支援を継続することが必要であるとされたところであります。

また、御議論を伺っておりまして、今回のこの特措法の延長というのは、原発そのものを推進していくか否かといった政策に関わるというよりも、むしろ立地地域の皆さんの安全を守るために必要だということ、おっしゃるとおりだと思っております。

私といたしましては、取りまとめていただいた見解をしっかりと受け止めて対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(上坂委員長) どうもありがとうございました。

それでは議題1は以上になります。

次に議題2について、事務局から説明をお願いいたします。

(竹内参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回開催につきましては、1月19日、13時半から、場所、8号館6階623会議室、議題については調整中で、後日原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(上坂委員長) どうもありがとうございます。

その他委員から、何か御発言ありますでしょうか。ないですか。

それでは御発言はないですので、これで本日の委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。